

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル

第11号



NICHIZEI journal

早期対策が成功のカギ 相続・事業承継を支援!!

相続税の実質増税まで1年を切った。基礎控除額の引下げや相続税率の変更にとともに、今後の相続税対策に大きな影響を及ぼすことが予想される。また、中小企業の事業承継問題も深刻化しており、税理士事務所に対する相続・事業承継支援のニーズは今後さらに高まりそうだ。

年間の被相続人数は過去最高126万人

今回の相続税改正の中でも、多くの国民に影響を及ぼすのが、基礎控除額の引下げだ。平成27年1月1日以後の相続から、基礎控除額が5千万円から3千万円に引き下げられ、法定相続人1人当たりの控除額も1千万円から600万円に縮小される。法定相続人が3人の場合、単純計算で8千万円の控除額が4800万円に、法定相続人が4人の場合は9千万円が5400万円になる計算だ。

財務省によると、平成23年度の相続税の課税割合は4.1%。これが今回の相続税の改正によって6%程度まで上昇すると予測されている。

課税割合が2%アップすることに対し、「改正後も相続税がかかるのはごく一部の富裕層だけ」との見方もあるが、都市部でマイホームを所有する場合、それだけで改正後の基礎控除額

を超えてしまい、課税対象者となる可能性もある。税理士法人タクトコンサルティングの遠藤純一情報企画室課長も、「シミュレーション上では相続税の課税割合は全国平均で4%から6%まで増えてますが、都市部では東京都で13.53%、愛知で11.82%、大阪で7.02%まで上昇するほか、東京23区に至っては4人に1人が課税されるという試算もあります」と指摘する。

一方、富裕層としては、相続税率の変更が気になる。税率区分が6段階から8段階に変更され、最高税率が50%から55%に引き上げられるほか、各人の取得財産が2億円超～3億円以下については、新たな税率区分として45%の税率が適用される。このラインに該当すれば増税となるだけに、今後の相続対策にも大きな影響を及ぼすそうだ。

高齢化社会が進むに連れて、被相続人数（亡くなった人）も年々増加傾向にある。国税庁が昨年末に発表した平成24年分の相続税の申告状況によると、同年分（平成24年1月1日～平成24年12月31日）の被相続人数（亡くなった人）は過去最高の約126万人。平成22年分から3年連続で120万人を超えている。相続税の課税対象（平成24年10月31日までに提出された相続税額のある申告書に基づき集計）となった被相続人数は約5万2千人、課税割合は4.2%となり、平成23年より0.1ポイントの増加となった。

オーナー経営者の場合、相続税対策だけでなく、会社を次の世代にバトンタッチする『事業承継対策』も欠かすことができない重要課題。特に、中小企業の後継者不在が問題となっているだけに、M&Aなどを視野に



相続・事業承継特集号

- 2 専門知識がなくてもOK アプリで簡単に相続診断
- 3 的確な処理でミス防止 非上場株式の相続税評価
- 4 一般社団法人日本相続学会 円満・円滑な相続実現へ
- 5 リスクを知り、回避する！ 相続税に関する訴訟事例
- 6～7 正確に見極めたい 小規模宅地等の特例適用
- 8 相続発生後は要注意 消費税の落とし穴とは!?
- 10 M&A、後継者育成etc 事業承継を全力サポート

入れた対策も必要となってくるだろう。いずれにしても、相続税や事業承継を含めた相続全般の問題を解決するためには、早いうちに対策を打つことが成功のカギといえる。その際、適切なアドバイスを提供してくれる相談相手の存在は欠かすことができない。その相談相手の筆頭となるのは、まさに税理士事務所といえるだろう。

※今号は、相続・事業承継支援において参考になる情報を集めた『相続・事業承継特集号』をお届けします。

全国税理士共栄会の『VIP大型総合保障制度』

事業承継や相続税の問題を充実したプランで解決

事業承継や相続税などの事前対策として多くの税理士事務所でも利用されている制度があります。それは、全国税理士共栄会（南口純一会長）が推進している『VIP大型総合保障制度』です。

『VIP大型総合保障制度』は、中小企業や個人事業主が抱える様々な問題を5つの充実したプランで解決し、税理士先生とその家族および従業員、さらに関与先企業の経営者と家族および従業員の「暮らしと事

業」の発展を応援しています。

プランのひとつ「経営者大型保険（集団扱定期保険）」は、掛捨ての割安な保険料で、入院や手術を含む総合的な保障をする大型の生命保険です。経営者に万一のことがあった時、最高2億円の大型保障で企業を守ります。次に、『経営者保険総合プラン』では、働き盛りの経営者の生涯保障や役員・幹部社員の退職金準備等に活用できるよう、終身保険、養老保険、通増定期保険等、多彩な保険が用意されています。

このほかにも、介護保険や生

活習慣病保険、高度先進医療保険など医療保険全般がそろった「経営者スーパープラン」、突然の病気やケガで仕事が出来ず、収入が途絶えた時に毎月のいろいろな費用をしっかりとカバーする「団体所得補償保険」、「新・団体医療保険」により、中小企業や個人事業主の方々を総合的にバックアップしています。

中小企業を取り巻く環境としては、平成25年度税制改正によって、より多くの中小企業が事業承継税制を活用できるよう適用要件を緩和するとともに、

負担の軽減、手続きの簡素化などによって抜本的な見直しが行われることになりました。また、格差是正や富の再分配の観点から相続税の基礎控除が引き下げられるとともに、相続税の最高税率を55%に引き上げるなど、税率構造の見直しも行われます。

今後、事業承継や相続税の事前対策はさらに重要度が増すことが予想されますので、税理士先生のサポートがますます期待されるそうです。

アプリで簡単に相続診断

相続税や納税資金不足額を自動計算



相続人の判定や相続計算を簡単にシミュレーションできるアプリ「スマート相続診断」が注目を集めている。

アプリ（アプリケーション）とは、簡単に言うと、特定の目的のために作られたコンピューターのソフトウェア。「スマート相続診断」は、スマートフォンやタブレットを使って誰でも簡単にできる相続診断ソフトだ。

相続アプリを監修したのは、税理士法人アーク&パートナーズ（東京・中央区、代表社員＝内藤克税理士）。きっかけは、同税理士法人の企画会議で出された「税理士がiPadの中に入っているようなアプリを作りたい」という提案だ。「最初は難しいと思いましたが、Apple社のコンサルを受けた後、開発業者を紹介してもらい、毎週水曜

日、52週間かけて資産税専門の税理士や弁護士などの意見も取り入れながら徹底的に作り込みました」（内藤税理士）。

相続アプリの一番の特徴は、質問に答えるだけで、専門知識がなくても簡単に相続税を計算できる点だ。診断の流れとしては、相続人を判定して親族図を作成。その後、相続財産や負債を入力し、相続人に財産を振り分ける。ボタンひとつで法定相続分の自動振り分けも可能だ。最後に、各相続人の相続税額が表示されるほか、納税資金対策を考える上で欠かせない納税資金の不足額も計算される。

さらに、平成27年以降の相続税の改正にも対応しており、切り替えボタンを押すと、「現在の税制」と「平成27年以降の税制」の両方の試算が瞬時にでき

る点も見逃せない。診断結果をパソコンに送信すれば印刷することも可能だ。

誰でも簡単に相続診断ができるほか、1000円という低価格も評判で、リリースされて以来、ダウンロード数は着々と増え続けている。内藤税理士は、「自分たちの業務効率化のために開発したアプリですが、ダウンロード数の多さに驚いています。これからは莫大なコストをかけて自社で管理システムを構築するのではなく、スマートフォンやタブレットをベースにアプリ化する時代が来ていることを実感しました」という。

昨年10月には「スマート相続診断」アプリの発売記念として「Ginza Apple Store」において「iPadを活用した相続シミュレーション」のセミナーを

開催、会場は超満員となった。中でも、相続支援に携わる専門家なども多数参加し、相続アプリを活用したビジネス展開を模索していた。

「関与先に相続対策の必要性を考えてもらうためのツールになると思いますので、ほかの税理士事務所でも利用して頂けたら、苦労して作った甲斐がありますね」（内藤税理士）。

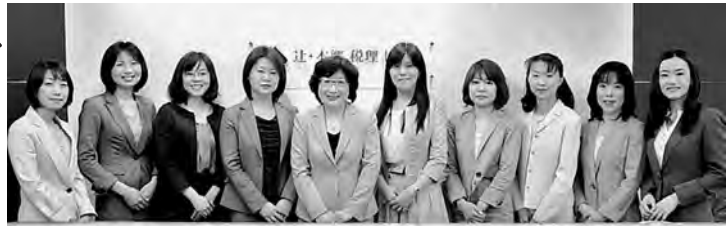


相続支援に携わる専門家なども多数参加したアプリの発売記念セミナー



女性の相続を女性税理士がきめ細かくサポート

開業女性税理士とのアライアンスも視野に



女性ならではの細かな対応で相続申告をサポート

辻・本郷税理士法人（本部＝東京・新宿区、理事長・代表社員＝本郷孔洋公認会計士・税理士）が昨年開設した「全国女性相続センター」。そのコンセプトは、まさに「女性税理士による女性のための相続税申告のサポート」にある。

相続税に関する相談者は、専業主婦など納税に馴染みが少ない女性が多く、その際、「担当者を女性税理士にお願いしたい」と言われることも少なくない。また、相談者からは財産だけでなく、家族間のトラブルなど、プライベートな相談に及ぶこと

も多々ある。こうした状況を踏まえ、「同じ女性という立場だからこそ理解が求められることがあります。女性の方々に安心して相談できる場を提供したいという思いが、センター開設のきっかけです」（全国女性相続センター・総センター長＝宮村百合子税理士）。

業務の柱は、相続税の申告業務の受注だが、相続税の試算や事前対策などについても、女性ならではのきめ細やかな対応で円満相続の実現に向けた提案を行う。主なターゲットは、一次相続が発生する女性相続人だ。

窓口は、同センターの新宿本部が一括して受けるが、地方からの依頼については、そのエリアに近い各拠点に配置された女性税理士に引き継ぎ、現場で対応している。1時間以内の初回相談は無料だ。メンバーは、同税理士法人の精鋭部隊で結成され、総勢20名を超す。各専門家との連携によって総合的なサービスが受けられるのも、同センターの強みといえる。

センター開設から半年を経過したが、すでに各地から相談が寄せられている。今後について総センター長の宮村税理士は、

「女性税理士に相談したい方を引き付けるため、インターネットのサイトを充実させるほか、事業拡大策として、個人で開業する全国の女性税理士とのアライアンスも視野に入れていきます。女性税理士の中には、相続を手掛けていきたいという志向の方も多く、全国対応というスケールメリットを活かすためにも、全国に受け皿づくりを拡げていく構想があります」という。

孫が可愛いのは一人じゃない!?

教育資金贈与特例で夫婦両家の思惑が交錯

開業医のAさんは、顧問税理士から直系尊属からの教育資金の一括贈与の非課税措置（措置法70条の2の2）、いわゆる『教育資金贈与特例』について説明を受け、長男の子供である可愛い孫娘に同特例を使って贈与することを決めた。しかし、「実行できなかったんですよ・・・」と嘆いている。

平成25年度税制改正で注目された同特例は1500万円まで資産移転ができることから相続税対策ともなり、また子や孫にも喜ばれるため、まさにイイコト尽くめ。一般社団法人信託協会の調べでは、制度開始の平成25年4月から半年間で教育資金贈与信託の契約数は4万162件、信託財産設定額は2607億円と“活

況..を呈している。

だが、この特例、注意したいのは、子や孫の受贈者ごとに1500万円の非課税枠が設けられている点だ。相続時精算課税のように贈与者ベースで2500万円の特別控除枠があるものとは制度設計が異なっている。

冒頭のAさんは、孫娘に贈与をしようとしたところ、すでに長男のお嫁さんの実家（こちらも病院を運営）から1500万円の贈与が行われていたことが発覚。Aさんが特例を活用しようにも孫の非課税枠が残されていなかったのだ。

贈与者の思惑が交錯するケースもあるだけに、同特例を活用する場合は、関係者による贈与状況などを確認しておきたい。



美術品の資産相続評価

Q 美術品の相続評価額は、作品の購入価格が基準になるのでしょうか。

A いいえ。相続評価は、需要と供給による市場価値を基準としますので、購入価格とは大きく異なる場合があります。美術品市場の変動によって10分の1の評価額になる物もあります。

Q 美術書籍に記載されている価格が、作家作品の価格ですか？

A いいえ。美術書籍を目安とすることはありますが、この価格がすべての作品に当てはまるわけではありません。シミ、焼け、剥離、折れなどのコンディションが評価に影響します。

日本税理士協同組合連合会指定会社
東京都弁護士協同組合特約店

株式会社 美研鑑定
総合美術 保険評価

弊社では、プライバシーマークを取得しており、お客様からお預かりする個人情報を保護します。

お問い合わせは、株式会社 日税ビジネスサービス
事務代行会社

03-3345-0888

(株)美研鑑定より折り返しご連絡いたします。)

非上場株式の相続税評価

～原則的評価方式と特例的評価方式～

非上場会社の経営者に係る相続税申告において、その会社の株式の評価でミスが生じることがある。非上場株式の評価額は、保有する議決権数などによって異なるため、個々の相続人の状況に応じて的確な処理を行いたいところだ。そこで、税理士法人タクトコンサルティングの山崎信義税理士に非上場株式の相続税評価について解説してもらう。

1. 非上場株式の相続税の評価方式の考え方

非上場株式は、その株式を所有する株主の議決権割合により価値が異なります。例えば発行会社の創業者一族のような同族株主は、その会社の株式の議決権の大部分を所有し、その所有を通じて会社を支配しているので、その所有株式には「会社支配権」としての価値があります。これに対し、同族以外の従業員や役員は、株主である場合でもたいてい少数の議決権しか有しないため、会社からの配当を期待する権利を持つにとどまります。

このため財産評価基本通達（財基通）では、非上場株式の評価を次の通りに定めています。すなわち、①相続等により議決権総数のうち一定割合以上の議決権を有することになる株主が、その相続等により取得した株式については、株式の発行会社（評価会社）の業績や資産内容に基づく「原則的評価方式」により評価し、②それ以外の株主が相続等により取得した株式（財基通188の「同族株主以外の株主等が取得した株式」）については、評価会社の配当実績に基づく「特例的評価方式」（配当還元価額）により評価すると定めています（財基通178、179、188、188-2）。

3. 事例による非上場株式の相続税評価方式の判定

(1) 事例の概要

平成25年12月に非上場会社である株式会社X（以下「X社」という）の創業者甲が死亡しました。甲の遺言により、その所有していたX社の株式10,000株のうち、6,200株はX社の代表取締役である長男Aが、孫B（次男の子）、孫C（長女の子）、孫D（次女の子）および孫E（三男の子）が、それぞれ950株ずつ取得しました。甲の相続開始前後におけるX社の株主の所有株数の内訳は、次の通りです。

【相続開始前のX社の株主と所有株数】

被相続人甲：10,000株、長男A：10,000株

【相続開始後のX社の株主と所有株数】

長男A：16,200株、孫B・C・D・E：各950株
 (注) X社の発行済株式総数は20,000株です。

この場合、甲に係る相続税の計算上、長男Aと孫B・C・D・Eが取得した株式はどのように評価するのでしょうか。なお、B・C・D・EはX社の役員ではありません。X社株式は全て1株1議決権の普通株式です。

(2) 適用される評価方式の判定

①長男Aの取得した株式の評価

長男Aは、相続後において単独で議決権割合81%を有する同族株主です。よって、長男Aが取得した株式は、原則的評価方式により評価します。

②孫B・C・D・Eの取得した株式の評価

B・C・D・Eから見てAは叔父に当たり、同族関係者です。B・C・D・EとAでX社の議決権割合100%を有しているため、B・C・D・Eは同族株主になります。

2. 非上場株式を親族に相続等させる場合の評価方式の適用要件の整理

適用される評価方式を決める最重要のキーワードは、「同族株主」です。「同族株主」とは、原則、課税時期（相続等のあった日）における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその親族等の同族関係者（その株主の6親等内の親族とその株主が支配する会社から構成されます）の議決権割合（その株主の有する議決権数÷評価会社の議決権総数）が30%以上である場合における、その株主及びその同族関係者をいいます（財基通188(1)）。

そして、非上場株式の発行会社が「同族株主がいる会社」か否かを判定し、「同族株主がいる会社」であれば、次の通り適用される評価方法が決定されます（なお、その会社が「同族株主がいない会社」である場合は、相続等によりその株式を取得した株主が188(3)と(4)に該当する場合に限り特例的評価方式が適用され、それらに該当しない場合には原則的評価方式が適用されます）。

同族株主に属する個人株主が個人から相続等により取得した非上場株式の相続税評価方式は、その取得後の議決権割合に応じ、次の通りとなります。

次に中心的な同族株主の判定を行うと、Aは単独で議決権割合81%を有しているため中心的な同族株主となり、X社は中心的な同族株主のいる会社に該当します。

Bは、所有する議決権の割合が4.75%（5%未満）であり、かつ、X社の役員でもありません。A（Bの叔父）とC・D・E（Bのいとこ）は、Bの配偶者、直系血族、兄弟姉妹、一親等の姻族のいずれにも該当せず、B単独でX社の議決権割合を4.75%有するのみなので、Bは中心的な同族株主ではありません。

したがってBが遺贈により取得した株式は、特例的評価方式により評価します。C・D・Eについても、Bと同様に、甲から遺贈により取得した株式は、特例的評価方式により評価します。

孫B・C・D・Eのように、たとえ同族株主であっても自身の直系血族以外の者（叔父A）が中心的な同族株主であり、株式取得後の議決権割合はそれぞれ5%未満、かつ評価会社の役員に就任しない場合、遺贈により取得した非上場株式は特例的評価方式により評価することになります。

(3) 普通株式を無議決権株式に転換後、親族に転移する場合

前述(1)の事例において、甲が生前にその所有するX社株式10,000株を無議決権株式（配当優先権等の付与なし）に転換しておき、この無議決権株式を孫B・C・D・Eに各2,500株（持株割合としては各12.5%）を遺贈した場合、その無議決権株式の相続税法上の評価は、どのようになるのでしょうか。

(1) その議決権割合が5%以上の同族株主の株式

…原則的評価方式により評価します。

(2) その議決権割合が5%未満の同族株主の株式

①評価会社に「中心的な同族株主」がいない場合は、原則的評価方式により評価します。

②評価会社に「中心的な同族株主」がいる場合は、その同族株主が次のいずれかに当たるかに応じ、それぞれに掲げる方式で評価します。

イ. 中心的な同族株主

…原則的評価方式により評価します。

ロ. 課税時期において評価会社の役員である同族株主または課税時期の翌日から法定申告期限までの間に評価会社の役員となる同族株主

…原則的評価方式により評価します。

ハ. イ及びロ以外の同族株主

…特例的評価方式により評価します。

なお「中心的な同族株主」とは、同族株主のいる会社の株主で、課税時期において次のイ～ハの株主グループの有する議決権の合計数が、評価会社の議決権総数の25%以上である場合における、その株主をいいます（財基通188(2)）。

イ. 同族株主の1人

ロ. イの株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族

ハ. イ及びロの者の同族関係者である会社のうち、イ及びロの者が有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の25%以上である会社

B・C・D・EはAの同族関係者として同族株主ではあるものの、その株式は取得した無議決権株式ですから、B・C・D・Eが有することとなる議決権の割合はゼロ（5%未満）です。したがって、B・C・D・Eが遺贈により取得したX社株式は、特例的評価方式により評価されます。

ただし、X社全体の企業価値は、甲の所有株式の無議決権株式化の前後で変わらないところ、甲が10,000株の普通株式を通じ同族株主（中心的な同族株主）として有していたX社の価値のうち、会社に対する支配権に係る部分が、その無議決権株式化により長男Aに無償で移転したと考えられます。これによりAは、会社支配権の基礎となるX社の議決権を全て所有するという法的・経済的利益を得たとみることができます。この場合、相続税法9条の規定により、甲からAにその利益相当額の贈与があったものとみなされるおそれがあるので、慎重な検討が必要です。



山崎 信義

税理士法人タクトコンサルティング 情報企画室 室長
 税理士・社会保険労務士・CFP®認定者

平成2年同志社大学経済学部卒。都市銀行のプライベートバンキング部門およびシンクタンクで税務コンサルティング業務に従事し、平成5年税理士試験合格。平成13年タクトコンサルティング入社（現在：情報企画室室長）。相続、譲渡、事業承継から企業組織再編まで、資産税を機軸とした幅広いコンサルティング業務に携わる。

一般社団法人日本相続学会

現場視点で事例研究を重ね、
円満かつ円滑な相続の実現へ

伊藤 久夫氏 (日本相続学会会長・FP)

×

平川 茂氏 (日本相続学会副会長・税理士)

×

吉田 修平氏 (日本相続学会副会長・弁護士)

『相続学』という新しい学問領域を確立し、様々な分野の実務家などが、円満かつ円滑な相続を目指して事例研究や政策提言を行うことを目的に旗揚げされた一般社団法人日本相続学会。会長ならびに副会長を務めている実務家3人に、日本の相続制度の問題点や日本相続学会の設立経緯、現在の活動状況などについて話を聞いた。

伊藤 久夫氏
日本相続学会会長平川 茂氏
日本相続学会副会長吉田 修平氏
日本相続学会副会長

——学会設立の経緯からお聞きます。

伊藤：以前、生命保険会社に勤めていた頃、相続争いを避けるために保険金を準備したものの、実際にお届けすると『争族』になるケースが多々ありました。金銭トラブルで一度絶縁した家族や兄弟の関係を修復させるには、長すぎるほどの時間を要します。私は何とか世の中から『争族』をなくすような活動ができないかと考え、たどり着いたのが、相続に関係する実務家などが連携し、円満な相続の実現に向けて活動する組織の設立でした。吉田先生に相談したところ、「円満だけではダメです。円満かつ円滑な相続の実現を目指しましょう」と助言をいただき、そこから平川先生をはじめ、相続の現状に疑問を抱いている実務家など6人が集まり、平成23年11月、日本相続学会の設立準備会を立ち上げました。それから議論を重ね、平成24年11月に任意団体として日本相続学会を設立しました。

——日本相続学会の設立に向けて、どんなことを話し合いましたか。

吉田：メンバー全員が気を付けたのは、『相続法学会』にはいけないという点です。相続法学会となると、法律家ばかりが集まり、机上の空論で終わってしまう恐れがあります。最近、相続に関する雑誌などが売っていますが、実際に『争族』で苦しんでいる方が読んでも、具体的な解決策はほとんど書いていません。日本相続学会は、相続問題の全体像を捉えた『相続学』という新しい学問領域を確立し、相続で失敗したケース、不幸せになったケースなど、現場で起きている『争族』の問題を真正面から捉え、研究活動を通じて円満かつ円滑な相続の実現に少しでも役立つことを使命としています。

平川：学会という名称を付けると、学者が集まって論文を発表するような固いイメージがありますが、そもそも現場で活かせる内容を議論しなければ、自己満足で終わってしまいます。現場で起きた生の事例を取り上げ、会員同士が知恵を出し合い、それを世の中に発信することで多くの人に役立ててもらおう。同時に自分たちの勉強にもなる。そのためには、成功事例だけではなく失敗事例も研究しなければ意味がないし、節税方法などのテクニカルな話も必要なわけです。

——学会設立後の活動についてお聞きます。

伊藤：まずは学会設立の趣旨などを知ってもらうため、「円満な相続を阻む問題点整理」という共通したテーマで、様々な分野の実務家が講師となってリレーセミナーを実施してきました。1年間で19回、延べ700人の方に受講して頂きました。リレーセミナーも無事に終了し、現在は研究部会と地方部会を中心に活動を展開しています。

——吉田先生は研究部会の部会長、平川先生は地方部会の部会長を務めていますね。

吉田：はい。研究部会では、親族間の『争

族』を避けるための諸制度の整備に向けて、法律だけにとどまらず、広く税制や社会制度も含めて立法提言することを目的としています。そのためにも、まず、円満かつ円滑な相続を妨げる要因について具体的な事例を中心に研究し、現行制度の悪い点や改善すべき点を抽出し、それをどのように改善していくのかを検討していきます。研究成果を発表する講演活動や執筆活動も行っていきます。

平川：地方は地方特有の相続問題を抱えています。地方部会では、それぞれの地域で相続に関する研究活動を進めてもらい、各地方での問題点や解決策を全国で共有していきます。これは大切な課題であり、学会全体にとっても大きな財産といえます。現在、名古屋と大阪に地方部会がありますが、今後は全国の主要都市に設置する予定です。日本相続学会は、全員参加型の会を目指していますので、地方部会においてもセミナーを受講して終わりではなく、自主的に研究活動に参加して、間接的な経験を積んでもらうことを期待しています。ですから、本部から強制的に活動を指示することはありません。

「相続学」という
学問領域を確立

——新しい部会の設立は考えていますか。

伊藤：被相続人の預金を引き出す際、遺産分割協議書や相続人の戸籍謄本などを持参したところ、銀行の中には独自に指定したフォーマットへの書き直しと、すべての相続人の実印を求めてくる場所があります。こうした対応のバラツキを解消し、相続人の負担を軽減させるため、関係団体等に働きかけを行うことも視野に入れて活動を行いたいと考えています。現在、事前のヒアリングを進めているところですが、今後は研究部会内に金融関係の部会を設立して動くことになるでしょう。それ以外にも保険や不動産、信託、フィロソフィーなどに関する部会の設立も視野に入れています。

——昨年の11月15日・16日には初めての研究大会が開催されましたね。

伊藤：様々な業界から170人を超える参加者がありました。初日は、「人生の意味と使命」をテーマに姜尚中（カン・サンジュン）聖学院大学全学教授による基調講演や「相続する力」をテーマにシンポジウムを開催。2日目は、4つのワークショップによる事例発表会を行いました。

——研究大会の中で出てきた『心の相続』という言葉が印象に残っています。

吉田：日本の相続制度では、親の面倒を見た人が損をし、面倒を見なかった人が得をする

ことがあります。裁判官にいくら訴えても、法律に書いてあるから仕方ないと言われておしまいです。民法は形式的な平等だけを定めていますが、それは必ずしも公平とは言えません。私は20年ほど家庭裁判所の調停委員を務めていますが、兄弟姉妹が親の金を取り合って罵倒するシーンを何度も見てきました。その度、モヤモヤするものを感じていましたが、伊藤会長から日本相続学会の相談を受けた時、まさに自分が進むべき道を示されたような強い衝撃を受けました。

平川：税理士という立場上、お客様から相続に関する相談を受けますが、相続税がかからなければ、そのことを告げて終わりでした。しかし、実際には相続税がかからなくても、『争族』の火種となる問題を抱えているものです。日本相続学会の一員となり、自分の意識も変わってきて、相続税がかからない家庭にも相続財産の分け方や老後の資金設計などをアドバイスするようになりましたね。

——最後にメッセージをお願いします。

伊藤：平成25年4月に日本相続学会の商標登録を完了し、9月に会員数が100人を超えたところで一般社団法人に組織変更しました。研究活動をさらに充実させるため、今年10月頃までには300人程度まで同志を増やしたいと思っています。年会費が1万円かかりますが、1万円を払えば何かをもらえる会ではありません。また、中立的な立場を崩すこともありません。こうした基本的なスタンスを堅持していくことは、私ども本部の役割だと考えています。

平川：相続にまつわる問題は多岐に渡りますが、学会には様々な分野の仲間がいますので、問題解決のポイントを教えてもらったり、お客様のところへ同行して対応してもらったりすることもできます。ビジネスパートナーを作るための組織ではありませんが、そうした仲間がいるのは心強いものです。また、親族間や兄弟間の争いでは、自分の言いたいことだけを言って、相手の話を聞かない傾向があります。税理士は中立な立場ですから、相続人同士の仲裁役にふさわしいと思います。現在、約140人の会員のうち税理士は21人です。学会の趣旨に賛同して頂ける方がいたら、ぜひ研究活動に参加して頂きたいですね。

吉田：日本相続学会はビジネスを目的としていませんので、仲間から忌憚のない公平かつ厳しい意見を聞かせてもらえます。これは、非常に価値のあることだと思います。全員参加型の会と聞くと、自分に何が発表できるのかと躊躇する方もいるかもしれませんが、自分が抱えている悩みや事例を出してもらえば、それが貴重な研究材料となるわけです。数年後には学会の研究も収斂し、会員数が増えてくれば影響力も出てくるでしょう。いつの日か、相続の現場で起きている矛盾を是正したいと強く思っています。

相続税申告は、日頃、接点のない複数の相続人らから依頼を受けて行うことが通常であり、その税額も多額になることが多いため、比較的トラブルになりやすい税目といえる。そこで、鳥飼総合法律事務所の内田久美子弁護士に、相続税申告に関する最近の訴訟事例を解説してもらい、その対応策を検討してもらった。

相続税申告に際し、海外資産を除外したことについて、税理士に責任ありとし、約7,000万円の賠償義務があるとされた事例。

〔東京地裁平成24年1月30日判決（税理士一部勝訴・一部敗訴）、東京高裁平成25年1月24日判決（原判決変更・税理士一部勝訴一部敗訴）〕

（事案の概要）

本件は、Y税理士に相続税の申告を依頼した相続人らが、Y税理士の行った相続税の申告手続に相続財産の申告漏れ等の不備があったため、修正申告と重加算税等の納付とを余儀なくされたと主張して、訴訟を提起した事案です。

裁判所が認定した事実によれば、Y税理士は、被相続人が海外資産を有する可能性が高いことを認識しながら、相続人らに対し、海外資産に関する資料の提出を求めることもなく、かえって、国税局の税務調査が始まってからも、相続人である妻に対して、海外資産の調査の必要はないなどと誤った指示をしていました。

裁判所は、Y税理士には、税務の専門家として適正に相続税の申告をすべき注意義務に違反したものとわがざるを得ないとして、相続人である妻に課せられた重加算税と、海外資産の隠ぺいを認定されたために相続税額の軽減を受けることができなくなった部分の賠償を命ずる判決を出しました。東京地裁が賠償を命じた金額は1億円以上になります。これに対し、Y税理士側が控訴したところ、東京高裁は、相続人である妻にも過失があったとして、3割の過失相殺をし、その結果、Y税理士側は、約7,000万円の賠償義務を負うことになりました。

なお、Y税理士は、訴訟の途中で亡くなっているため、各判決は、その相続人であるY税理士の妻と子らに対してなされています。

関与先の提出資料が不十分な時は、追加の資料提供や調査を指示すべき

（裁判所の判断）

1) 税理士の義務について

裁判所は、まず、税理士の義務について、次のように述べています。

「税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としているから（税理士法1条参照）、税務申告の委任を受けたときは、委任契約に基づく善管注意義務として、委任の趣旨に従い、税務申告が適正に行われるよう、専門家として高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものと解される。

したがって、税務申告の委任

を受けた税理士は、申告書を作成するに際して、基本的に委任者から提供された資料や委任者からの指示説明に依拠することはもとより当然のことであるが、委任者から提供された資料が不十分であったり、委任者の指示説明が不適切であるために、これに依拠して申告書を作成すると適正な税務申告がされないおそれがあるときは、委任者に対して追加の資料提供や調査を指示し、不十分な点や不適切な点を是正した上で税務申告を行う義務を負うものというべきである。」

2) Y税理士の義務違反（債務不履行）について

裁判所は、1)の観点から、次のとおり、Y税理士には義務違反ありと述べています。

「Y税理士は、被相続人が海外資産を有する可能性が高いことを認識していたのであるから、原告らの相続税の申告に際して海外資産が相続財産から漏れることがないように、原告らに対して、海外資産に関する資料の提出を求めるとともに、そのような資料が手元に存在しないのであれば、海外資産の存否及びその内容を調査するよう指示すべきであった。」

ところが、「Y税理士は、これらの措置を何ら執ることなく（かえって、東京国税局の税務調査が始まってからも、原告である相続人（妻）に対して、海外資産の調査の必要はないなどと誤った指示をしている。）、漫然と、相続人（妻）から交付を受けた被相続人の国内資産に関する資料のみに依拠して本件申告書を作成し、原告らの相続税を申告しているのであり、このようなY税理士の行為は、税務の専門家として適正に相続税の申告をすべき注意義務に違反したものであるといわざるを得ない。」

そして、Y税理士の義務違反と相当因果関係のある損害として、相続人である妻に課せられた重加算税と、海外資産の隠ぺいを認定されたために相続税額の軽減を受けることができなくなった部分、合計1億円超の賠償を命ずる判決を出しました。

3) 過失相殺

これに対し、Y税理士側（Y税理士の相続人ら）が控訴したところ、東京高裁は、「Y税理士は、専門家として、被控訴人である相続人（妻）から被相続人の死亡に伴う相続税の申告業務を委任され、被相続人が海外資産を保有する可能性が高いことを認識しながら、相続人（妻）に対し適切な指示を行わないまま海外資産を除外して本件申告書を作成、提出し、しかも、税務調査の段階では相続人（妻）から海外資産の調査を提案されたにもかかわらず、必要がない旨誤った指示をしたのであって、Y税理士の過失の程度は

決して軽いものではない。」としながらも、相続人（妻）が、内容の詳細はともかく、被相続人が海外資産を保有していることを知っていたながら、当初の申告に当たって、Y税理士に対しこの事実を伝えず、自ら調査確認もしていないという事実を指摘しました。

そして、「被控訴人である相続人（妻）は納税義務者本人であり、海外資産の存在を認識していた上で、Y税理士がこれを除外した申告をすることを認識していたのであるから、Y税理士に働きかけ、又は自ら調査確認するなどして、海外資産を相続税の申告に反映させる義務があり、これにより隠ぺいに基づく申告を是正あるいは防止することができたといえるのであって、たとえ税法の知職が不足していたとしても、海外資産の存在を認識しながらこれを申告せず済ませることを正当化できない立場にある。」と述べ、重加算税を賦課され、かつ、配偶者としての軽減措置を受けられなかった部分があることについて、相続人（妻）にも過失相殺の対象となる相応の過失があったといふべきであるとして、「損害の分担における衡平の観点から考慮して双方の過失の程度を勘案すると、3割の過失相殺をするのが相当である。」と判断しました。

リスクやトラブル回避のため重要なポイントは書面化する

（検討）

相続税法上、国内財産のみならず、海外財産も、申告納付の対象とされています。税務に関する専門家である税理士には、適正な税務申告をすべき義務があると解されていますから、海外財産の存在を認識しながらそれを除外するという違法な申告をした場合には、裁判所は非常に厳しい判断を下します。本件では、高裁で過失相殺がなされていますが、事案によっては、過失相殺がなされないケースも多々あります。専門家が違法な申告を行うことは、極めてリスクが高く、避けるべきです。

このように、相続財産の存在を認識しながら、あえてそれを除外することは論外ですが、相続人から、国内財産についてのみ資料が提出され、税理士も、海外財産について認識しておらず、その認識に基づいて相続税申告をしたところ、実は海外財産が存在したことが後になって判明した場合、税理士は法的な賠償義務を負うのでしょうか。

私見では、税理士が海外財産について認識できない状況下では、賠償義務を負うことはないと思いますが、もしかしらば相続人は、「海外財産も対象になるとは知らなかった。先生から聞かれていたら、ちゃんと資料を用意した。」と言ってくるかもし

相続税に関する税理士損害賠償訴訟

リスクを知り、リスクを回避する！



内田 久美子 弁護士

平成9年司法試験合格。平成20年より鳥飼総合法律事務所パートナー弁護士（現職）。東証一部上場企業、中小オーナー企業、個人に対する日常的な法務アドバイスのほか、各種交渉、訴訟等を手掛ける。

れません。あるいは、「海外財産もあるとお伝えしたのに先生が漏らしてしまった。」と言ってくることも考えられます。

そこで、そのようなリスクやトラブルを避けるために、相続税申告の受任に際しては、相続人が把握している国内財産・海外財産について全て記載してもらい、その旨のサインをもらっておくとよいでしょう。税理士賠償の事件は、言った言わないの話が非常に多いですから、重要なポイントについては書面化し、いざというときの立証に使えるよう備えるべきだと思います。

相続実務における重要ポイント 小規模宅地等

平成27年1月1日から相続税の基礎控除額が引き下げられ、これまで相続税に無縁だった家庭、とりわけ都心部のマイホーム所有者などは、相続税対策が必要となってくるケースも出てくるだろう。その際、小規模宅地等の特例が適用できれば、課税強化の影響を抑えることができるだけに、適用関係を正確に見極めたいところだ。そこで、小規模宅地等の特例の中でも「居住用宅地等」に焦点を当て、押さえておきたいポイントを小池正明税理士に解説してもらう。

平成27年1月1日以後に開始する相続に係る相続税から、基礎控除額の引下げなど、課税強化が行われることは周知のとおりです。世間では「相続税の増税時代が到来」などと、一般の人たちの不安感をあおり、これを機にビジネスの拡大を狙う一部の関係業者などがあるようです。

しかしながら、税理士は税の専門家として冷静に対処し、関与先の実情に応じた的確なアドバイスを心掛けるべきです。相続事案は極めて個別性が高いものです。したがって、まずは関与先の財産の状況や相続関係者の意向等を事案ごとに把握し、正確な財産評価を行った上で、予測される負担税額を求めることが先決です。

その際に重要なことは、現行税制における軽減措置——たとえば配偶者に対する税額軽減や小規模宅地等の特例——がどの程度活用できるかを法令通達等に基づいて確認し、正確な適用関係を見極めることです。この点について、とりわけ重要になったのは、小規模宅地等の特例です。基礎控除額の引下げが行われる一方で、同特例によって課税価格の圧縮が図られれば、税制改正による課税強化の影響を相当程度まで回避することが可能になるはずですが。

ただ、小規模宅地等の特例は、もともと制度そのものが複雑化している上に、平成25年度の改正も加わってかなり難解なものとなっています。このため、税理士が判断を誤る例が少なくありません。今後の相続実務において最も注意を要する事項といえるでしょう。

そこで以下、小規模宅地等の特例についてポイントを述べておきますが、制度全体に触れることは本稿では到底不可能です。居住用宅地等について、平成25年度の改正をまじえて若干の検討と確認をしておくこととします。

なお、小規模宅地等の特例と配偶者の税額軽減には、いずれも申告要件が付されています。したがって、これらの特例の適用によって納付税額がない場合であっても、相続財産について評価額ベースで基礎控除額を超えるときは、相続税の申告を要します。平成27年以後の相続については、納付税額がゼロ又は僅少な申告書が相当に増加するものと予測されますから、税理士事務所は、この点にも対応を要するでしょう。

小規模宅地等の特例の前提要件

まず、小規模宅地等の特例の前提となる要件をみると、個人が相続又は遺贈により取得した宅地等（宅地及び宅地の上に存する権利）で、次のいずれにも該当するものに適用することとされています（措法69の4①、措令40の2④、措規23の2①②）。

- ①被相続人等（被相続人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族）の事業の用又は居住の用に供されていたものであること。
- ②建物又は構築物の敷地の用に供されていたものであること。
- ③棚卸資産又はこれに準ずるものでないこと。
- ④各相続人等が取得した宅地等のうち、限度面積要件を満たす部分について、この特例の適用を受けるものとして選択したものであること。

これらは、特例の「前提要件」であり、上記のすべてに該当したとしても特例が適用されるわけではなく、居住用宅地等の場合には「特定居住用宅地等」に該当することによって、はじめて適用されることとなります。なお、上記の①により、被相続人の居住用宅地等のほか、被相続人と生計を一にしていた親族の居住用宅地等も適用対象になることに注意する必要があります（生計一の意義については、別途に検討を要する事項ですが、本稿では割愛させていただきます）。

特定居住用宅地等の類型

小規模宅地等の特例における「特定居住用宅地等」（平成27年以後の限度面積330m²）の意義を簡略にまとめると、以下のとおりです（措法69の4③二、措令40の2②～④、⑧～⑩、措規23の2③）。

① 被相続人の居住用宅地等

宅地等の取得者	特例の適用要件	
配偶者	(要件なし)	
配偶者以外の被相続人の親族	同居の親族	イ 相続開始の直前において、その宅地等の上にある被相続人の1棟の建物に居住していたこと。 ロ 相続税の申告期限までその建物に居住していること ハ その宅地等を相続税の申告期限まで保有していること。
	同居親族以外の親族	イ 国内居住者又は国外居住者で日本国籍を有すること。 ロ 相続開始前3年以内に国内にある本人又は本人の配偶者の有する家屋に居住したことがないこと。 ハ 被相続人の配偶者がいないこと。 ニ 相続開始の直前において被相続人の居住用家屋に同居していた被相続人の法定相続人である親族がいないこと。

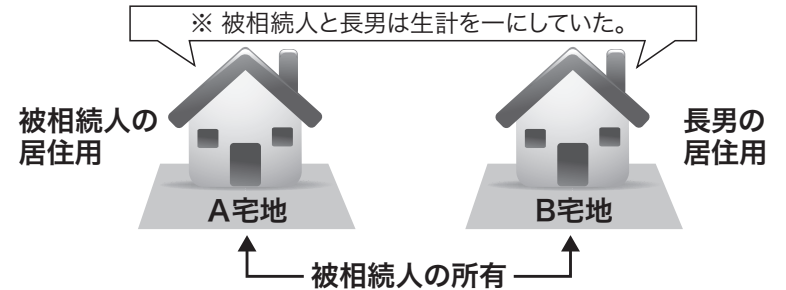
② 被相続人と生計を一にしていた親族の居住用宅地等

宅地等の取得者	特例の適用要件
配偶者	(要件なし)
生計一の親族	イ その宅地等を相続開始前から相続税の申告期限までその生計一親族の居住の用に供していること。 ロ その宅地等を相続税の申告期限まで保有していること。

特定居住用宅地等の判定のポイント

上記の要件を踏まえて、特定居住用宅地等としての特例の適用の可否を復習し確認してみることとします。

被相続人の所有する宅地として、次のA宅地とB宅地があり、それぞれ次のようになっているとします。



上例の場合は、A宅地とB宅地が相続財産になるのですが、次のように取得すると、特例の適用関係はどのようになるのでしょうか。

- i) 被相続人の配偶者がA宅地又はB宅地を取得した場合
- ii) 長男がA宅地又はB宅地を取得した場合
- iii) 被相続人とは別居・別生計の二男（相続開始前3年間は自己所有の家屋に居住したことがない）がA宅地又はB宅地を取得した場合



① 宅地を相続した者が配偶者の場合

配偶者が被相続人等の居住用宅地等を取得した場合には、前述のとおり無条件で特定居住用宅地等に該当します。したがって、A宅地はもちろん、B宅地についても、被相続人と生計を一にしていた親族の居住用宅地等として特定居住用宅地等に該当し、特例の適用を受けることができます。

② 宅地を相続した者が長男の場合

長男がB宅地を取得した場合には、相続税の申告期限までの居住継続と保有継続を要件として特定居住用宅地等に該当します。

ただし、長男がA宅地を取得しても特定居住用宅地等に該当せず、特例は適用されません。長男は、被相続人と生計を一にしていたものであり、その宅地に「相続前」から居住していたことが要件になるからです（措法69の4③二ハ）。

③ 宅地を相続した者が二男の場合

別居・別生計の二男がA宅地を取得した場合には、被相続人に配偶者がいないことと、A宅地上の家屋に被相続人の同居の法定相続人がいないことを条件として特定居住用宅地等に該当します。

ただし、二男がB宅地を取得しても（B宅地は長男の居住用であり、通常の場合、B宅地を二男が取得するという遺産分割は行わないと思いますが）、特例は適用されません。ちなみに、相続開始前3年以内に自己所有家屋に居住したことがない者は、法令上、「その親族（当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者に限る）」とされているところ（措法69の4③二ロ）、このかっこ書では「被相続人等」の居住の用……ではなく、「被相続人」の居住の用……とされているからです。要するに、「等」があれば、生計一の親族（長男）の居住用宅地等が含まれるのですが、この規定では、被相続人の居住用宅地等に限定されているということです。

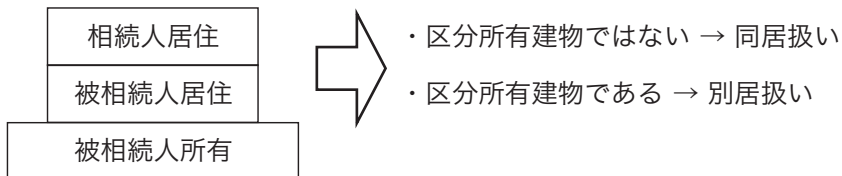
二世帯住宅に係る「同居要件」の判定

平成25年の税制改正では、いわゆる二世帯住宅における「同居」の意義について、法令上の明確化が図られたことは周知のとおりです。ポイントは、下記のような建物の場合、1階部分と2階部分が区分所有登記され

の特例適用を見極める!



ていれば、2階の相続人は被相続人の「同居の親族」に該当せず、逆に区分所有登記されていない場合は、「同居の親族」として、その宅地等が特定居住用宅地等に該当するという事です（措法69の4③ニイかっこ書、措令40の2⑩）。



注意したいのは、上記の規定は、相続人と被相続人が生計を別にしてきたことを前提としていることです。仮に、上記の建物が区分所有登記されているため、相続人が「同居の親族」に該当しない場合において、相続人が被相続人と生計を一にしていたときはどうなるのでしょうか。この場合には、同居の親族の規定（措法69の4③ニイ）ではなく、生計一親族の規定（同ハ）の適用になりますから、その相続人が「相続開始前から」居住していた部分、つまり、上記建物の2階部分に対応する敷地が特定居住用宅地等に該当することになります。もちろん、「生計一」で、かつ、「同居」であれば、敷地全体が特定居住用宅地等として限度面積の範囲で特例の対象になります。

老人ホームへの入所と特例の適用関係

平成25年度の改正法令では、いまひとつ被相続人が老人ホーム等に入所したことにより、居住の用に供されなくなった建物の敷地に関しての特例の適用関係が明確化されました。

ポイントは、改正前の国税庁の質疑応答事例で明らかにされていた次の4要件について、ロとニの2つを削除し、イとハの2要件をクリアすれば、居住の用に供されなくなった建物の敷地を被相続人の居住用宅地等と

か。

しかし、この注書きは、実質的な意味はありませんから無視していただいでけっこうです。建物の区分所有等に関する法律には、専有部分に関する規定があるのですが、「専有部分のある1棟の建物」という用語はできませぬ。小規模宅地等の特例の取扱上、「専有部分のある1棟の建物」という用語が必要になったのですが、わが国の法律で、この用語が使用されているのは、唯一「被災区分所有建物の再建等に関する法律」であったというにすぎませぬ。したがって、ほとんど無意味な注書きと考えて差し支えありません。

それよりも注意していただきたいのは、二世帯住宅の「同居の親族」に関して、改正前の措置法通達69の4-21の「なお書」部分が削除されたことです。この部分は、次の3つの要件を満たす場合には、本来「別居」である相続人等を「同居の親族」として取り扱うというものでした。

- ①その建物の全部を被相続人又は被相続人の親族が所有するものであること。
- ②被相続人に配偶者又は被相続人と同居していた法定相続人がいないこと。
- ③その相続人等が同居の親族に当たる者であるものとして申告があったこと。

この取扱いは、前述した改正後の二世帯住宅の「同居要件」の法令と明らかに抵触します。このため、改正通達において削除されたのですが、該当事例がありましたら、いま一度ご確認ください。

なお、前述の老人ホームに入居した後の居住用宅地等の認定に関する改正法令では、被相続人が要介護認定等を受けていたことが居住用宅地等とされる要件になっているのですが（措令40の2②一）、要介護認定等を受けていたかどうかは、被相続人の相続開始時点で判定することが明らかにされています（措通69の4-7の2）。したがって、老人ホームに入所する前後で要介護認定等を受けていなくてもよいこととなりますので、ご留意ください。

相続税の申告実務と相続時精算課税制度

小規模宅地等の特例については、まだまだ注意すべき事項があるのですが、ここで生前贈与と相続税の申告実務について触れておきたいと思えます。

相続時精算課税制度は、平成15年の税制改正の際に導入されたもので、既に10年以上経過していますから、その適用件数も相当数に上っています。この制度について、平成25年度の相続税制の改正において、贈与者と受贈者の範囲が拡充されました（相法21の9①、措法70の2の5①）。

それはそれとして、今後の相続税の申告にあたって、税理士が注意すべきは、生前贈与の事実確認です。被相続人からの相続人等に対する生前贈与で、相続開始前3年以内のものはもちろんのこと、相続時精算課税の適用を受けた生前贈与財産の価額は、贈与の時期に関わらず、すべて相続税の課税価格に加算することとされています（相法21の14、21の15①、21の16①）。

したがって、生前贈与の事実確認は、税理士の相続税実務において欠くことのできない作業になるわけですが、相続時精算課税の場合には、贈与財産価額が概して高額であるだけに、とりわけ重要な事項です。

ところで、税理士の相続税の申告業務は、スポット的なものが多いため、継続的な関与先と異なり、相手方の情報が得にくいことが少なくありません。また、一般の納税者は税務に関して必ずしも理解が行き届いているとはいえ、相続時精算課税の適用を受けた生前贈与があることを税理士に告知することを失念する機会がないとはいえませぬ。仮に、税理士が生前贈与事実の確認をせずに申告し、事後にそのことが判明した場合には、明らかに過小申告となり、税理士の善管注意義務違反に問われなくても限りませぬ。

今後の相続税実務で十分に留意すべき事項ですが、生前贈与の状況が不明の場合には、贈与税の申告内容の開示制度（相法49）の利用も検討する必要があるでしょう。

ポイントを確認

して扱うということ（措法69の4①本文かっこ書、措令40の2②③）。

- イ. 介護等の必要なために入所したものであること。
 - ロ. 貸付など他の者の居住の用に供した事実がないこと。
 - ハ. 居住しなくなった建物はいつでも生活できるよう維持管理されていること。
- ニ. 老人ホーム等の所有権又は終身利用権を取得していないこと。

注意したいのは、改正後の2要件（イとハ）を満たしたとしても、直ちに特例は適用されないことです。上記の改正は、被相続人の「居住用宅地等」に該当することを明らかにしただけであり、「特定居住用宅地等」に該当しない限り特例は適用されないからです。したがって、改めて特定居住用宅地等に該当するか否かの判定を行う必要があるわけです。

小規模宅地等の特例に関する改正通達

ところで、昨年11月29日付で平成25年度の税制改正に対応した小規模宅地等の特例に関する改正通達が公表されました（国税庁のHPにアップされたのは12月6日でした）。通達の内容は、予想していたほどの内容ではなく、中身の薄いものですが、そのポイントを確認しておきましょう。

まず、前述した二世帯住宅に関する取扱いについてです。その建物が区分所有である場合には、1棟の建物のうち被相続人が居住していた部分に居住していた相続人等が「同居の親族」となり、その建物が区分所有されていない場合には、被相続人が居住していた部分以外の部分に居住していた相続人等であっても「同居の親族」であることは前述したとおりです。また、この場合の「区分所有」であるかどうかの判定は、「登記」の有無で行うことも述べたとおりです。

この点を確認的に定めたのが特例に関する措置法通達69の4-7の3であり、「建物区分所有等に関する法律第1条に規定する建物」とは、区分所有建物である旨の登記がされている建物であることが明らかにされています。

この通達をお読みになった方が疑問をもたれたのは、同通達の注書きにおいて「被災区分所有建物の再建等に関する法律」が引用され、同法第2条に規定する建物を区分所有建物であるとされている点ではないでしょう

小池 正明 税理士

中央大学卒業後、1978年税理士登録。現在、日本税理士会連合会税制審議会専門委員。主な著書に「法人税・消費税の実務処理マニュアル」「図解消費税の実務ができる本」（以上、日本実業出版社）、「民法・税法による遺産分割の手續と相続税実務」（税務研究会）などがある。

熊王税理士の ワンポイント講座 消費税の落とし穴はココだ!!

相続発生後に気を付けたい 消費税の届出書や申告の確認

Q 私の父は、新築物件の建築費について消費税の還付を受けるため、「課税事業者選択届出書」を事前に提出していたところ、本物件の完成前に不慮の事故により死亡しました。相続人である私は、被相続人である父に代わり、消費税の還付を受ける予定でおりますが、父の提出した「課税事業者選択届出書」の効力は、相続人である私に承継されることになるのでしょうか。

A 被相続人が提出していた「課税事業者選択届出書」は、あくまでも被相続人についてだけ適用されるものであり、事業を承継した相続人についてまで適用されるものではありません。したがって、相続人が引き続き課税事業者を選択したい場合には、あらためて「課税事業者選択届出書」を

所轄税務署長に提出しなければなりません。

☆課税事業者選択届出書の効力

「課税事業者選択届出書」は原則として事前に提出することになっています。ただし、相続による事業承継の場合には、相続があった日の属する課税期間中に届出書を提出すれば、相続人はその課税期間から課税事業者になることができます（消法9④、消令20①二）。

被相続人が提出した「課税事業者選択届出書」の効力は相続人に引き継がれず、被相続人の死亡と同時にいったんリセットされるということです。結果、「課税事業者選択届出書」を提出しない限り、相続人は課税事業者になって還付を受けることはできないこととなります。

相続が発生した場合には、とかく遺産分割協議や相続税申告の準備などに関心が偏りがちで

すが、消費税をはじめ、所得税などの申告や届出書の確認も怠りないようにしなければなりません。

☆簡易課税制度選択届出書の効力

被相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、事業を承継した相続人は、納税義務の免除の特例規定により、相続があった日の翌日から課税事業者となります（消法10①）。

この場合における「簡易課税制度選択届出書」の効力ですが、被相続人が提出していた「簡易課税制度選択届出書」は、あくまでも被相続人についてだけ適用されるものであり、事業を承継した相続人についてまで適用されるものではありません。したがって、相続人が簡易課税を選択したい場合には、あらためて「簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出

する必要があります。

「簡易課税制度選択届出書」は原則として事前に提出することになっています。ただし、新規の開業や相続による事業承継の場合には、相続があった日の属する課税期間中に届出書を提出すれば、相続人はその課税期間から簡易課税により申告することができます（消法37①、消令56①一・二）。

なお、相続人が年初から課税事業者の場合には、たとえ相続人が「簡易課税制度選択届出書」を相続があった日の属する課税期間中に提出したとしても、その提出日の属する課税期間から簡易課税により申告することはできませんのでご注意ください。

熊王征秀(くまおうまさひで)税理士
昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、東京税理士会調査研究部委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学准教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。



税務スクランブル ~審判所の視点~

破産手続中に株式を相続

残余財産分配金に対する所得課税は二重課税!?

平成18年10月に同族会社L社の代表取締役が死亡し、相続人である請求人Dおよび請求人F（以下、「請求人ら」という）が、L社の株式を取得した。

L社は、平成16年10月に地裁から破産宣告を受け、破産手続中だった。破産手続きは平成19年5月に終結し、同月に清算手続きが開始。請求人らは、清算手続き開始後の同年8月に本件相続に係る相続税の申告書を原処分庁に提出した。

平成22年、L社は株主である請求人らに対し、会社解散による残余財産分配金を支払い、清算手続きが終了。この分配金のうち、請求人らは剰余金の配当とみなされる金銭（以下、みなし配当金）の額を配当所得として記載した平成22年分の所得税の確定申告書を提出した。

しかしその後、相続する際に相続税の課税を受けているため、本件の配当所得は所得税法第9条（非課税所得）第

1項第16号に規定する「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に当たり、二重課税になるとして更正の請求を行った。だが、当局がこれを認めず、争いが勃発した。

今回の争点は、請求人らの配当所得が、非課税所得に該当するかどうか。

所得税法9条1項16号の非課税所得めぐりバトル

請求人らは、「解散して清算手続中の会社の株式は、分配される残余財産と経済的価値を同じくする同一の財産である」、「所得税法第9条第1項第16号の非課税規定は、二重課税を回避する趣旨であるが、株式を相続によって取得した請求人らは、残余財産分配金を相続によって取得したことになり、それは非課税規定に該当するので、残余財産分配金に所得税が課税されることはなく、その一部である配当所得の金額にも所得税が課税されることはあり得ない」と主張。

一方、原処分庁は、「相続税の課税対象となったのは本件株式であって、残余財産の分配見込額ではないから、請求人らの主張はその前提を誤ったものと認められ、理由がない」、「請求人らが相続によって取得した株式と、みなし配当金が同一の経済的価値であるとは認められない」などとして、更正をすべき理由がないとした。

これに対して審判所は、「請求人らが相続に基づき株式を取得したことによって請求人らに帰属した所得（本件相続の開始時における株式の価額に相当する経済的価値）は、本件相続を直接の原因として請求人らの下で実現したものであるから、非課税規定の『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するも

の』に該当する。しかしながら、請求人らが各みなし配当金を取得したことによって請求人らに帰属した所得については、相続の開始後3年以上の期間が経過してから、残余財産が最終的に確定したことによって初めて請求人らの下で実現したものであるべきである。相続開始時において清算手続きは開始すらされておらず、みなし配当金の支払原因となる具体的な残余財産分配請求権は確定的に発生していなかったのであるから、本件相続を直接の原因として実現があったものとする事はできない。したがって、非課税規定に該当するとは認めることができない」として当局の判断を支持している。





M&A、後継者教育etc 事業承継を全力でサポート

長野県上田市で活躍する小山秀喜公認会計士・税理士。関与先の事業承継を

真剣に考え、後継者がいない会社には、経営者と二人三脚でM&Aを実現させている。

また、後継者を育てる勉強会も好評で、地元企業の発展に貢献している。

——M&A支援に携わるようになったキッカケを教えてください。

関与先のある社長が、自身が経営するグループ会社の1社について、後継者不在の悩みを抱えていました。ある日、取引先の金融機関の担当者に対し、その社長が冗談交じりで会社の売却の話をしたところ、担当者がM&Aに乗り気になってしまい、社長から私のところへ相談の電話がかかってきました。それまで中小企業のM&Aをサポートしたことはありませんが、個人的にM&Aの仲介会社である㈱ストライクの荒井社長と面識があったので、そのことを告げると、私どもにM&Aを支援してほしいと言われました。それが、M&A支援に携わるようになったキッカケですね。

——実際にM&Aを支援してみて、いかがでしたか。

非常に大変でした。特に、社長はゼロから事業を立ち上げてきましたので、これまで一緒に働いてきた社員のこと、会社のことが頭に浮かび、自分の選択は本当に正しいのか、いつも心が揺れ動いていました。夜中に電話がかかってきたこともあります。そのような時に支えてあげられるのは、まさに会計事務所ではないかと思えます。

——最終的にM&Aは上手く実現したのでしょうか。

株式譲渡という形で売却しましたが、売り手と買い手の双方にとって非常にメリットのあるM&Aが実現できました。買った側は、デューデリの審査どおりに経営状態も良く、大手会社のシナジー効果によって利益も上がっています。新しい会社の下、役員や社員も元気に働いていますが、何より驚いたのは、グループ会社から離れても忘年会に参加するなど、今でも付き合いが続いていることです。また、買った側の経営者や顧問税理士の了承の下、私自身もその会社の顧問契約を引続きお願いされました。

——買い手側のサポートをされた経験はありますか。

実は、最初にM&A支援を行ったグループ会社の社長から、新しい事業展開を模索するに当たり、会社の買収について相談を受けました。新たに事業を始める場合、ノウハウなどを蓄積し、実際に事業が動き出すまでには時間もかかります。そこで、社長は既存の事業を買い取ることで、それらの問題を一気に解決できると考えたわけです。私は再び㈱ストライクの担当者として協力し、買い手側として

も素晴らしいM&Aを行うことができました。

——M&Aを成功させる秘訣は何でしょうか。

秘訣なんてありませんが、私どもは仲介会社を紹介して終わりではなく、関与先のメリットを一番に考え、最後まで一緒になって行動しています。M&Aが終わった後も、関与先がメリットを享受できたか、しっかり検証します。もし、メリットがなければ、私どもの責任問題に発展するリスクもありますので、生半可に仲介業者を勧めるようなことはしません。ただ、買う側も売る側も、それぞれ妥協できない部分も出てきますので、M&Aが成功するか否かは、仲介会社の力量にも大きく左右されると思います。

——仲介会社の㈱ストライクに対し、小山先生はどのように評価していますか。

売り手と買い手の双方がハッピーになるM&Aを全力で実現させる、そんな強い気持ちで仲介を進めてくれますので、非常に信頼しています。単に売り手と買い手の主張を伝えるだけの仲介では、互いの意見がぶつかってM&Aは前進しないでしょう。

関与先のメリットを まず一番に考える

——経営者に対して会社を売却する話はいかに思いますが、いかがですか。

私どもは関与先の経営まで踏み込んで支援していますが、会社の将来を考えた場合、事業承継は避けて通れない問題です。ですから、会社の事業承継や後継者についてどう考えているか、関与先の経営者に日頃から質問しています。その中で、後継者が見つからない経営者にはM&Aという方法をアドバイスしますが、それは選択肢のひとつに過ぎません。まずは経営者の思いを聞き、ベストな事業承継対策を考えています。後継者が決まっている場合でも、経営者としてふさわしい人物でなければ、会社を成長させることはできませんので、後継者を集めた勉強会も開催しています。

——どのようなことを勉強するのでしょうか。

会計や財務、マーケティングや経営戦略の立て方、経営理念などをテーマとして取り上げ、毎月1回、1年かけて勉強します。参加者は様々な業種で働き、年齢もバラバラのた



税理士法人小山会計(長野・上田市)

代表社員 **小山 秀喜** 公認会計士・税理士

め、非常に刺激になるようです。合宿も行ってありますが、そこで参加者の絆もかなり深まります。最後は卒業式を行い、自身が学んだことを発表してもらいます。出席したご両親(現経営者)の中には、涙を流されている方もいますね。また、地元の金融機関にも卒業式に出席してもらい、後継者の成長ぶりを見てもらっています。

——勉強会の講師は誰が務めているのでしょうか。

私どもの職員が行っていますが、経営に関する知識やノウハウはありませんので、それこそ寝る間も惜しんで勉強していました。一通り勉強した後、事務所内で講義を披露してもらいますが、当然、いろいろとダメ出しをされます。それから何度も修正し、2回、3回とレクチャーを行ってから本番に臨みます。ものすごく時間をかけて勉強しますので、職員の負担を考えて1年おきに開催しています。最近、外部から講師の依頼を受ける職員も出てきました。関与先の後継者を育てることが目的ですが、むしろ教える側が一番勉強になっているといえますね。

——顧問先の中には医療機関も多いと聞きましたが、医療の現場でも事業承継は問題となっていますか。

ドクターの高齢化だけでなく、資格ありきの世界ですので、事業承継に悩んでいる医療機関は少なくありません。しかも、地方は医師不足という問題を抱えていますので、病院やクリニックが廃業すれば、近隣の住民に大きな影響を及ぼします。今後、医療の世界では、様々なスタイルの事業承継が出てくると思います。

——少子高齢化によってM&A支援のニーズはさらに高まってきそうですね。

そうですね。私どもは売る側と買う側の双方のM&Aに携わってきましたが、事業の継続や会社の成長において、M&Aが非常に有効であることを肌で感じられました。ただ、私どもがM&A支援を行っていることは、関与先にもほとんどアナウンスしていません。最近になってホームページにM&Aの情報を掲載しましたが、少しずつ実績も積み上がってきましたので、案件の秘密厳守を徹底しつつ、これからは外部に向けてM&A支援に関する情報を発信していこうと考えています。私どものM&A支援が少しでも地元経営者のお役に立ち、地域経済の活性化に貢献できたら嬉しいですね。

M & A で会社を次の世代へ。

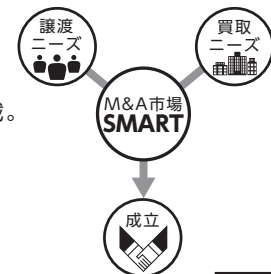
M&Aの成功には、譲渡先の選定やタイミングなど重要なポイントをいくつも押さえる必要があります。私たちはこれまでに培った豊富な知識や経験と、全国7カ所の営業所や各地の地域金融機関などの密なネットワークを活用し、関与先に最適なM&Aをご提案します。

良質なM&A案件を常時多数掲載。

M&Aマッチングサイト

「M&A市場 SMART」

ストライクが運営するM&Aマッチングサイト「M&A市場 SMART」には、常時1000件以上のニーズを掲載。最適な相手をスピーディーに見つけることが可能です。



〈M&A対応提携企業〉



東京都千代田区六番町3番地
六番町SKビル5F

M&Aに関するご相談・ご連絡は...



TEL.03-3340-4488 (担当:奥山)

フォーカス
Focus

毎年の生命保険料相当額を贈与したら、 連年贈与として否認されるのか？



見田村 元宣 税理士

税制改正を控え、相続税が注目されています。そのような中、相続税の節税プラン（一時所得転換プラン）としてよく行われている保険料相当額を子供や孫に贈与するものについて考えていきます。

国税庁のホームページをみると下記事例が掲載されています。

毎年、基礎控除額以下の贈与を受けた場合

Q 親から毎年100万円ずつ10年間にわたって贈与を受ける場合には、各年の受贈額が110万円の基礎控除額以下ですので、贈与税がかからないことになりませんか。

A 各年の受贈額が110万円の基礎控除額以下である場合には、贈与税がかかりませんので申告は必要ありません。

ただし、10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与を受けることが、贈与者との間で約束されている場合には、1年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に、定期金に関する権利（10年間にわたり毎年100万円ずつの給付を受ける権利）の贈与を受けたものとして贈与税がかかりますので申告が必要です。

なお、その贈与者からの贈与については相続時精算課税を選択している場合には、贈与税がかかるか否かにかかわらず申告が必要です。（相法24、相基通24-1）

保険料相当額を子供や孫に贈与して、保険事故（死亡）が発生した際には相続税の課税ではなく、子供や孫の一時所得課税となるというプランですが、国税庁のウェブにこの記載があるからでしょうか？

税理士が書いたブログ等では「未成年者である子供等に対して毎年の生命保険料相当額の贈与を行なうと連年贈与になる（保険料相当額の総額を一括贈与したことになる）」という記事も散見されます。しかし、これは本当に連年贈与になってしまうのでしょうか？具体的な内容の前に昭和58年9月に国税庁から出た「生命保険料の負担者の判定について」という事務連絡を見てみましょう。

1、被相続人の死亡又は生命保険契約の満期により保険金等を取得した場合若し

見田村 元宣
税理士

平成5年早稲田大学教育学部国語国文学科卒。自動車メーカー、太田・細川会計事務所(現OAG税理士法人)、(株)タクトコンサルティング・本郷会計事務所を経て、平成14年1月に株式会社日本中央会計事務所の代表取締役として就任。平成14年4月に日本中央税理士法人 代表社員に就任。「ちょっと待った!! 社長! 御社の税務調査ココが狙われます!!」(すばる舎リンクージ)、「朝9時までの『超』仕事術」(インデックス・コミュニケーションズ)など著書も多数。

くは保険事故は発生していないが保険料の負担者が死亡した場合において、当該生命保険金又は当該生命保険契約に関する権利の課税に当たっては、それぞれ保険料の負担者からそれらを相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなして、相続税又は贈与税を課税することとしている（相法3①一、三、5）。

※生命保険金を受け取った者が保険料を負担している場合には、所得税（一時所得又は雑所得）が課税される。

2、生命保険契約の締結に当たっては、生計を維持している父親等が契約者となり、被保険者は父親等、受取人は子供等として、その保険料の支払いは父親等が負担している、というのが通例である。このような場合には、保険料の支払いについて、父親等と子供等との間に贈与関係は生じないとして、相続税法の規定に基づき、保険事故発生時を課税時期としてとらえ、保険金を受け取った子供等に対して相続税又は贈与税を課税することとしている。

3、ところが、最近、保険料支払能力のない子供等を契約者及び受取人とした生命保険契約を父親等が締結し、その支払保険料については、父親等が子供等に現金を贈与し、その現金を保険料の支払に充てるという事例が見受けられるようになった。

4、この場合の支払保険料の負担者の判定については、過去の保険料の支払資金は父親等から贈与を受けた現金を充てていた旨、子供等（納税者）から主張があった場合は、事実関係を検討の上、例えば、①毎年の贈与契約書、②過去の贈与税申告書、③所得税の確定申告書等における生命保険料控除の状況、④その他贈与の事実が認定できるものなどから贈与事実の心証が得られたものは、これを認めることとする。

これを読めば、「①毎年の贈与契約書、②過去の贈与税申告書、③所得税の確定申告書等における生命保険料控除の状況、④その他贈与の事実が認定できるものなどから贈与事実の心証が得られたものは、これを認めることとする。」とありますので、毎年の保険料相当額の贈与をしても、保険料相当額の総額を一括贈与したことにはならないのです。

当然ですが、内面的には保険契約の継続を予定していたとしても、実際にはいつ解約するかは分からないのが生命保険です。また、今年は贈与したとしても来年は贈与するかどうか分かりませんから、毎年の保険料相当額の贈与を行なっていたとしても、連年贈与として否認されることは基本的にはあり得ないのです。もし、これを否認しようとするならば、課税庁側に「当初から保険料の『総額』を贈与することが確定していたこと」を立証する責任が出てきますが、これを立証できるケースはまずないでしょう。

だから、生命保険料相当額の贈与をするプランは連年贈与になることなく成立し得るのですが、そのためには上記の①～④の条件を満たしておくべきでしょう。もちろん、ここは法的な要件ではありませんが、後々の税務調査でのトラブルを考えれば、適正に準備し

ておくことに越したことはありません。

それから、補足ですが、「贈与税の申告さえしていれば贈与は成立している」と考えられている方もいますが、そうではありません。実際、平成19年6月26日の裁決でも次の記載があります。民法における贈与の考え方も含めて、ご覧頂ければと思います（下線は見田村が追加）。

(2) 法令解釈

イ 親権者が未成年の子に対して贈与する場合の贈与契約の成立について贈与契約は諾成契約であるため、贈与者と受贈者において贈与する意思と受贈する意思の合致が必要となる（民法第549条《贈与》）が、親権者から未成年の子に対して贈与する場合には、利益相反行為に該当しないことから親権者が受諾すれば契約は成立し、未成年の子が贈与の事実を知っていたかどうかにかかわらず、贈与契約は成立すると解される。

ロ 贈与税の申告事実と贈与事実との関係について納税義務は各税法で定める課税要件を充足したときに、抽象的にかつ客観的に成立するとされ、贈与税の場合は、贈与による財産の取得の時に納税義務が成立する（通則法第15条《納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定》第2項第5号）とされるが、この抽象的に成立した贈与税の納税義務は、納税者のする申告により納付すべき税額が確定（申告納税方式）し、具体的な債務となる。このような申告事実と課税要件事実との関係については、「納税義務を負担するとして納税申告をしたならば、実体上の課税要件の充足を必要的前提要件とすることなく、その申告行為に租税債権関係に関する形成的効力が与えられ、税額の確定された具体的納税義務が成立するものと解せられる」（高松高裁昭和58年3月9日判決）と示されていることからすると、贈与税の申告は、贈与税額を具体的に確定させる効力は有するものの、それをもって必ずしも申告の前提となる課税要件の充足（贈与事実の存否）までも明らかにするものではないと解するのが相当である。そうすると、贈与事実の存否の判断に当たって、贈与税の申告及び納税の事実を認定する上での一つの証拠とは認められるものの、贈与事実の存否は、飽くまでも具体的な事実関係を総合勘案して判断すべきと解するのが相当である。

いかがでしょうか？このプランを実行されている場合でも毎年の贈与契約書を交わしているケースは少ないかと思いますが、後々のトラブルを想定すれば、毎年の贈与契約書があった方が無難でしょう。過去の裁決や判決を読んでも贈与の事実があったことは「推認」されるとして納税者が勝った事例もありますが、このような事例でも当初から非の打ちどころのない贈与がされていれば、争いにはならなかったと思われます。お客様がこういうプランを実行されるならば、それが問題にならないように「毎年の」贈与契約書の作成などをアドバイスすることが重要といえます。

集金代行サービス My 集金 NET

オンライン型

お客様の集金業務を最短・確実にお手伝いします。

オンライン型「My集金NET」は、取引先等の口座から定期的な販売代金等の請求額を引き落とし、請求者（お客様）の取引金融機関にまとめて入金する自動集金システムです。税理士先生からの紹介がご利用条件となります。



口座振替のメリット

- 01 集金業務の省力化
- 02 入金率が向上、資金計画が立てやすい
- 03 顧客サービスの向上

こんな集金業務にご利用ください！

- ・販売代金
- ・積立金
- ・駐車料
- ・諸会費
- ・貸しビルテナント料
- ・リース料
- ・新聞雑誌等の定期購読料 etc

ご契約の流れ

- 当社担当者と打ち合わせ
 - ◆ご利用開始日、スケジュールを確認
 - ◆取扱金融機関やログイン設定など操作手順の説明
 - ◆その他、ご不明点を説明いたします。
- 「預金口座振替による集金代行業務委託契約書」を締結および「My集金NET利用申込書」をご提出
- 当社より、お客様専用のID・パスワードを発行
- ご利用開始

ご利用料金

口座振替利用基本料	1,500円 (振替実施月のみ)	〈参考金額〉 ・請求件数10件の場合 1,500円+240円×10件+300円=4,200円 ☎ 1件あたり420円
口座振替請求手数料	240円 (請求1件につき)	
指定口座への振込料	300円 (振込1回につき)	・請求件数50件の場合 1,500円+240円×50件+300円=13,800円 ☎ 1件あたり276円

上記金額には別途消費税がかかります。

「My 集金 NET」の利用時間

毎日：AM8：00～PM10：00（土・日・休日も利用できます）

※下記期間はご利用できません。

- ・毎月の第2土曜日
- ・毎年の5月3日～5日、12月29日～1月3日

お申込み・お問い合わせは・・・

取扱指定会社 **株式会社 日税ビジネスサービス**

決済サービス部 ☎03-3345-0888

(株) 日税ビジネスサービスは、おかげさまで創立40周年

顧問料の集金なら、報酬自動支払制度にお任せください！

おかげさまで40周年！

税理士協同組合の 報酬自動支払制度

e-NETの集金支援システム特許取得！
〈特許第5117097号〉

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。
e-NET（オンライン型）と
POST（郵送型）の2つの方式から選べます。

報酬自動支払制度



関与先1件から
ご利用できます。

新規申込プレゼント

ホームページより利用申込書を作成し、新規お申込みいただいた先生へ

もれなく、QUOカード
1,000円分プレゼント

ご紹介者プレゼント

お知り合いの先生をご紹介ください。ご紹介頂いた先生が本制度をご利用された場合

ご紹介者に、QUOカード
3,000円分プレゼント



税理士協同組合事務代行社

株式会社 **日税ビジネスサービス** ☎ 0120-155-551

〒163-1588 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29階

【お問い合わせ・資料請求は】



10860426(04)

平成26年度税制改正の着目点

平成26年度税制改正の概要が明らかとなった。相続税の増税が行われた平成25年度税制改正に比べると、小粒感が否めない改正項目が並んでいるが、給与所得控除の見直しなど関与先の経営・生活に直結する改正も盛り込まれているため、2月初旬に国会提出が予定されている改正税法法案などで、その詳細も確認しておきたい



個人所得課税関係の改正ポイント

●給与所得控除額の引下げ

平成24年度の税制改正時に見直しされた給与所得控除(所法28、57の2、同別表第五)の課税強化が再び行われる見込みだ。

今回の改正案では、現行の給与収入の上限額1500万円に対する控除上限額245万円について、28年分では給与収入上限額1200万円超に対して控除上限額を230万円と引き下げる。また、次年の29年分では1000万円超に対して220万円へと順次引き下げるようになる。

●ゴルフ会員権等の譲渡に関する損益通算を規制

生活に通常必要でない資産(所令178、25)を譲渡して損失が生じた場合は、損益通算や雑損控除の対象から除外されるが、この資産の範囲にゴルフ会員権やレジャー会員権が含まれることになる。これまで、何度も改正議論の俎上に乗ってきたが、とうとう実現となる見通し。

税理士としては、顧問先の所得状況等に応じて保有ゴルフ会員権等の譲渡を平成26年3月中に行うように指導することが求められるよう。

この改正で注目されるのが、施行日だ。個人所得課税は基本的

に年分課税であるため、1月1日からの施行が原則だが、今回の改正では26年4月1日以後とされており、その原則が覆されることになる。この改正を先例とすることによって、今後も個人所得課税については同様に施行日が年の途中となる改正が増加することも想定される。

●取得費加算特例の課税強化

相続により取得した土地、建物、株式等を一定期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができる、いわゆる取得費加算特例(措法39)に制限が加わる。平成24年10月に会計検査院が本特例に対して問題ありとして意見を表明したことへの措置となる。

現行制度では、上記の取得費に加算できる一定金額として、相続したすべての土地等の相続税額の全額となっているが、改正案では、加算の範囲を実際に譲渡した土地等に限定することとしている。現行制度は平成5年度税制改正によるものだが、今回の改正によって、それ以前の特例の姿に戻される。

本改正の施行日は、平成27年1月1日以後に開始する相続・遺贈により取得した資産とされており、相続税の基礎控除の引下げと同時の課税強化となる。本特例の改正は相続対策の見直しの

ための一要素ともなるため、譲渡時期や対象土地等の選定等の対応に迫られることになる。

法人課税関係の改正ポイント

●大法人に対する交際費等の損金算入制限の緩和

周知のとおり、現行の税制では資本金1億円超の大法人に対する交際費等の損金算入は認められていないが、改正案では交際費等のうち飲食費について、その支出額の50%までを損金として認めることとしている。

一方、中小法人に対する交際費課税は800万円を限度に損金算入が認められているが、大法人に対する課税緩和を受けて、上記飲食費50%との選択適用が可能となる。

ここで問題となるのが、交際費として認められる飲食費の範囲だ。これについては、5000円以下の少額飲食費の特例(措法61の4③二、措令37の5)に関する法人税基本通達61の4(1)-15の2で明らかにされているので、それに準じて取り扱うこととなる。

資産課税関係の改正ポイント

●医業継続に関する相続・贈与税の納税猶予制度の創設

25年度改正で非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例(措法70の7の2)の要件の緩和がなされたが、実は同特例では、医療法人が適用対象から外れている。今回の改正では、この医療法人に焦点をあてた相続税と贈与税の納税猶予制度が創設される。

これまで「出資持分の定めのある医療法人」は、相続等に伴って持分の清算に迫られ、これを払い戻すことで医療法人の経営基盤が揺らいでしまうことから、事業の継続が危惧されてきた。そこで、新制度の創設にあたって、「出資持分法人」から「出資持分なし法人」への移行を条件として、相続税と贈与税の納税猶予が認められることになる。

相続税の納税猶予は、持分なし法人への移行を条件に、移行期間の満了まで納税が猶予され、移行期間内に相続人を含めた出資者が持分のすべてを放棄

すれば納税は免除となる。また、贈与税については、ある出資者が持分を放棄した場合には、その放棄した持分部分について他の出資者の持分の価値が増加することになり、その分が贈与と見なされるわけだが、これも持分なし法人への移行を条件として移行期間の満了まで納税が猶予され、移行期間内に他の出資者全員が持分のすべてを放棄すれば猶予税額が免除されることとなる。

このように本特例の適用に際しては、問題とされる一人医療法人にも出資持分なし法人への移行を迫ることになり、また持分の価値が相当に増加している法人に限定されることから、本特例の適用にあたっては法人の状況を十分に勘案する必要がある。

消費課税関係の改正ポイント

●消費税簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

今年4月の消費税率の引き上げは、益税の問題も浮上させることとなる。平成24年10月に会計検査院は簡易課税制度(消法30、37、消令57)でみなし仕入率が妥当ではない業種があるとして見直しを求めていたが、その是正が今回の改正で行われる。

具体的には、これまで第4種事業であった保険代理店等の金融保険業は第5種事業(みなし仕入率60%→50%)とされる。また、不動産業については第5種事業であったが、新たに第6種事業を設けみなし仕入率を40%とする。

ここでいう不動産業には、主として不動産の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、賃貸、交換の代理・仲介を行う事業所、そして駐車場の経営も含まれることから、経営上の影響は大きいと想定される。

実務では、簡易課税と本則課税により計算した消費税額との比較を行うことによって、有利選択が迫られることとなる。その際には、簡易課税制度選択(不適用)届出書などの届出や届出期限(選択をしよう(やめよう)とする課税期間の初日の前日まで)の失念にも注意されたい。

◎その他の注目すべき改正項目

改正項目	改正の概要
●債務免除益の必要経費算入特例の創設	個人事業主の債務について一定要件に基づき免除を受けたケースで、減価償却等の評価に伴い評価損が生じた場合は必要経費への算入を可能とする特例を創設。
●特定居住用財産の買換特例の改正	26年1月以後、特例の対象となる譲渡対価要件を1.5億円から1億円へ引下げ。
●上場株式等の譲渡所得等課税特例の改正	同族会社が27年12月31日以前に発行した私募債等で同族会社株主が28年1月以降に支払いを受けるものは20%源泉分離課税から除外。
●民間投資活性化等のための改正	①中小企業投資促進税制の拡充・延長 ②中小企業者等の少額減価償却資産の即時償却特例の延長 ③所得拡大促進税制の給与等支給増額要件を緩和 ④生産性向上設備促進税制 など
●地方法人税の創設	平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人住民税の一部を国税化した地方法人税を創設。申告及び納付は、国(税務署)に対して行う。
●国税不服申立制度の見直し	課税処分不服がある場合に、異議申立てと審査請求という2段階を経ることとなっている(通則法75)が、異議申立ての前置をせずに直接審査請求が可能に。これに伴い、これまでの「異議申立て」は「再調査の請求」(仮称)と改称。
●税理士制度の見直し	①税務代理権限証書を提出している税理士が作成した申告書に関する税務調査では、同証書にその旨の記載がある場合には同税理士だけに事前通知を行うことが可能に。 ②平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者に対する税理士資格付与について、国税審議会が指定する税法に属する試験科目合格者と同程度の学識を習得することができる研修について受講しなければならない。 ③会費滞納者に対する処分や、懲戒処分を受けた税理士の業務停止期間を1年以内から2年以内へ引上げなど、罰則を強化。

日税ビジネスサービス
おかげさまで創立40周年

日税ジャーナル 平成26年・冬号

(年4回1月・4月・7月・10月発行)

日税グループのホームページ <http://www.nichizei.com/>

発行：日税グループ 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階
TEL:03-3340-6494 FAX:03-3340-6495

本紙へのご意見・ご要望は、企画広報室へお願いします。 TEL:03-3340-4488